2022 年 6 月 1 日更新
2021 年 7 月 29 日
PGF生命
（プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社）

新型コロナウイルス感染拡大に伴う「特別なお取り扱い」について

この度の「新型コロナウイルス感染症」による影響を受けられました方々に、心よりお見舞い申しあげます。

当社では、この度の感染症の感染拡大により健康被害を受けられた皆さま、日常生活や事業等に影響を受けられた皆さまのご契約について、以下のお取り扱いを実施しております。

****

《 「特別なお取り扱い」の主な内容 》

1. 保険金・給付金・契約者貸付金・解約返戻金の簡易迅速なお支払い

① お申し出により、必要書類を一部省略すること等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

② 次の場合についても、医師の証明書等に基づき入院給付金をお支払いいたします。

1）入院が必要であるにもかかわらず、医療機関の事情などにより早期（強制）退院をし、自宅またはその他医療機関と同等とみなせる臨時施設での療養を指示された場合

2）入院が必要であるにもかかわらず、医療機関の事情などにより入院出来ず、自宅またはその他医療機関と同等とみなせる臨時施設での療養を指示された場合

③ オンライン診療および電話診療のお取扱いについて
自宅等で医師によるオンライン診療および電話診療を受けられた場合は、新型コロナウイルス感染症に限らず、通院給付金のお支払対象としています。

※ ②と③につきましては、旧大和生命でご加入いただいたご契約が対象となります。

※ 「2. 保険金・給付金・契約者貸付金・解約返戻金の簡易迅速なお支払い」は、今回の緊急事態宣言発令前から継続実施しております。

2. 保険料払込猶予期間の延長（2022 年 5 月末をもって受付を終了しております）

● **2021 年 7 月の緊急事態宣言に伴う特別なお取り扱い**

2021 年 7 月 12 日以降に保険料払込猶予期間の延長をお申し出のお客さま

全地域のご契約を対象に、お申し出により、保険料のお払込を猶予する期間を 2022 年 5 月 31 日までに延長いたします。更新契約の場合、更新後の第 1 回保険料を含みます。

なお、2022 年 6 月以降、ご契約の継続をご希望される場合、2022 年 5 月 31 日までに猶予した期間の保険料をお払い込みいただく必要がございますが、お申し出によりこの猶予している保険料を 2022 年 6 月から 2023 年 4 月までの 11 ヶ月間で分割してお払い込みいただける取り扱いを実施いたします。

（分割払実施のご案内につきましては、改めて対象のご契約者さまにご案内いたします。）

● **2021 年 1 月および 4 月の緊急事態宣言に伴う特別なお取り扱い**

保険料払込猶予期間延長をお申し出いただいた日	保険料払込猶予期間の延長期間	分割してお払い込みいただける取り扱い*
2021 年 4 月 23 日から 2021 年 7 月 11 日の間	2022 年 2 月 28 日まで	2022 年 3 月から 2023 年 1 月までの 11 ヶ月間
2021 年 1 月 8 日から 2021 年 4 月 22 日の間	2021 年 11 月 30 日まで	2021 年 12 月から 2022 年 10 月までの 11 ヶ月間

更新契約の場合、更新後の第 1 回保険料を含みます。

*分割してのお払い込みは、別途、お申し出が必要となります。分割払実施のご案内につきましては、改めて対象のご契約者さまにご案内いたします。

****

お取り扱いの詳細およびご不明な点につきましては、下記コールセンターまでお問い合わせいただきますようお願い申しあげます。

金融機関等を通じてご加入のお客さま専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-2269**

受付時間

平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00

（日・祝日・12/31～1/3を除く）

保険金のお手続きに関するお問い合わせ

保険金請求専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-4861**

受付時間

平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00

（日・祝日・12/31～1/3を除く）

旧大和生命でご加入のお客さま専用ダイヤル

通話料無料 **0120-28-2269**

受付時間

平日9:00～17:30

（土・日・祝日・12/31～1/3を除く）